

令和 3 年 3 月 31 日

就労移行支援事業所  
就労継続支援事業所  
特定相談支援事業所 管理者様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定を受けた就労移行支援事業、  
就労継続支援事業における在宅支援に関する本市の取扱いについて

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和 2 年度におきましては、厚生労働省より令和 2 年 3 月 9 日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援の取扱い等について（第 3 報）」を受け、本市においても、就労移行支援事業、就労継続支援事業 A 型、B 型（以下、「就労系サービス」とする）における在宅支援の内容について、一部緩和する対応を行って参りました。また、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定を受け、就労系サービスの在宅支援の対象者は「在宅支援を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」と要件が変更となっておりますが、今般の新型コロナウイルスの影響を考慮し、在宅支援の必要性があるものについては、以下の取扱いとしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い致します。

## 記

### 1 令和 3 年度以降の対応について

#### (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする申請（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの時限的な措置）

令和 3 年度において、事業所において、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、支援を行っていただくことが基本となりますが、以下の対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、引き続き在宅支援の対象とします。

○利用者自身が高齢（65 歳以上）もしくは基礎疾患があるなど感染した際に重症化するリスクがあり、本人が在宅での支援を希望している場合

○新型コロナウイルス感染症の感染への障害特性による特に著しい不安等により、利用者本人が通所を控えたい等の希望があり、在宅での支援を希望している場合

上記要件に該当する場合においては、以下の【表 1】に記載の提出書類を以下の期日までに提出してください。なお、書類受理後は内容を確認の上、在宅支援の可否を障害者支援課より書面通知にてサービス提供事業者に送付します。内容確認のため、ご連絡

を差し上げることもございますので、ご承知おきください。

○サービス提供開始日と必要書類の提出期日について

サービス提供開始日	提出期日
令和3年4月中に提供開始	令和3年4月16日（金）（消印有効） ※4月16日以前の提供分に関しては、対象者要件に該当し、必要書類を期日までに提出いただければ、その期間については遡及してお認めします。
令和3年5月1日以降提供開始	提供開始日の2週間前まで（消印有効）

【表1】書類提出に関するまとめ

提出先	提出書類 ○は提出者	書類受理後の 本市の対応
障害者 支援課 ※原則、 郵送にて ご提出く ださい。	○サービス提供事業者 ・令和3年度 名古屋市在宅利用希望者名簿（別紙1） ・個別支援計画の写しおよび1日1週間のスケジュールを記載したもの（任意様式） ※利用者本人の書面同意を必須とする。 ※サービス提供開始日と書類提出日については特にご注意ください。	内容確認後、在宅支援の可否を障害者支援課より書面通知にてサービス提供事業者へ送付。 ※サービス提供期間は最大、令和3年4月1日から令和3年9月30日までとし、それ以降も在宅支援が必要な場合は1(2)の通常申請を行うこと。

現時点では、令和3年10月以降の期間に関しては、新型コロナの影響による理由では原則、不可とする予定ではございますが、期間延長等を実施する際は再度通知を行います。

(2) 通常申請（新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする申請を除く）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定を受けて、就労系サービスにおける在宅支援の利用者要件は「在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」となります。その上で、本市における対象者については、以下の場合とします。なお、具体的な事例等については、別添1「就労系サービスにおける在宅支援に関するQ&A（事業者向け）」を作成しておりますので、あわせてご確認くださいませようお願い致します。

【本市における対象者要件】

原則、アまたはイを満たすものとする。
ア 障害特性により通所が困難である。
イ 通所時よりも在宅支援時のほうがより支援効果が具体的に見込まれる。

ア 令和3年4月1日から9月30日までの期間

利用者、サービス提供事業者、特定相談支援事業者間（以下、「3者」とする）で調整の上、【表2】に記載の提出書類を障害者支援課まで原則、郵送にて提出してください。なお、書類提出にあたっては全ての書類を取りまとめた上で、チェック表（別添2）をご活用いただき、送付してください。書類受理後は障害者支援課と区役所間で調整の上、支給決定の判断を行いますが、電話等での聞き取りや追加書類の提出を求められることがありますので、その際にご対応をお願いします。決定後は区役所等より障害福祉サービス受給者証（以下、「受給者証」とする）含め関係書類を送付します。

○【表2】書類提出に関するまとめ

提出先	提出書類 ○は提出者	書類受理後の 本市の対応
<p>障害者支援課</p> <p>※3者で調整の上、原則郵送にてご提出ください。</p>	<p>○利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費支給申請書 兼 利用者負担額減額・免除申請書（以下、「申請書」とする、別添3）</li> <li>・セルフプラン（セルフプラン対象者のみ・別添4）</li> </ul> <p>○サービス提供事業者</p> <p>①-1（新規の場合）もしくは①-2（更新等の場合）と②と必要に応じて、その他関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①-1 就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用にかかる協議書（別紙2）</li> <li>・①-2 在宅利用中の支援体制およびに関する報告書（別紙3）</li> <li>・②個別支援計画案（通常の計画に加え、在宅支援時の一日および一週間のスケジュールがわかるものを添付）</li> <li>・その他関係書類</li> </ul> <p>○特定相談支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画案等</li> </ul>	<p>区役所・支所（以下、「区役所等」とする）にて支給決定を行い、受給者証等関係書類を送付する。</p>

イ 令和3年10月1日以降（予定）

利用者、サービス提供事業者、特定相談支援事業者間で調整の上、区役所等まで、提出してください。提出先が変更となりますのでご注意ください。提出書類に関してはアと同じです。書類受理後は区役所等で支給決定の判断を行い、決定後は区役所等より受給者証含め関係書類を送付します。

(3) その他

ア 通所と在宅支援を組み合わせて提供することは可能ですが、必ず在宅支援による支給決定を受けてください。

イ 今回の提出書類としてお示ししている書類に関しては、本通知とあわせて、ウェルネットなごやに掲載しますので、申請の際にご活用ください。

ウ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定による具体的な要件の見直し内容については、別添5の資料をご確認ください。

(問い合わせ先)

認定支払係 052-972-2639